

枚方市規則第 5 号

枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年枚方市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「において」を「で」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 勤務日の日数が1の週で5日を超える場合（その週の正規の勤務時間が38時間45分未満である場合に限る。）における条例第14条第1項第1号に掲げる勤務をした時間（正規の勤務時間以外にした勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの時間（その週の正規の勤務時間以外にした勤務の時間と正規の勤務時間との合計が38時間45分を超えることとなる時間を除く。）に限る。） 100分の100

(4) 勤務日の日数が1の週で5日を超える場合における条例第14条第1項第1号に掲げる勤務をした時間（前号に掲げる時間を除く。） 100分の125

別表第5の2の表行政職給料表の部1級の款児童会室サポート員、保育補助員（別に定める者に限る。）、放課後子ども教室サポート員、幼稚園生活支援員、幼稚園保育補助員の項中「児童会室サポート員」を「支援教育補助員、児童会室サポート員」に改める。

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表行政職給料表の部1級の款非常勤保育士（別に定める者に限る。）、放課後児童准支援員の項中「非常勤保育士」を「特別支援教育支援員（別に定める者に限る。）、非常勤保育士」に改め、同款親子教室母子指導員、国民健康保険医療事務専門員、国民年金相談員、肢体不自由児介助員、障害者面接相談員、非常勤保育士（別に定める者を除く。）、保健所難病事務専門員、野外活動センター運営専門員の項中「障害者面接相談員」の次に「特別支援教育支援員（別に定める者を除く。）」を加え、別表第5の2の表行政職給料表の部1級の款一般技術員、一般事務員、学校給食臨時衛生管理員、教務業務補助員、市税事務従事員、肢体不自由児臨時介助員、資料館業務等補助員、図書館司書・司書補、文化財発掘内作業員、野外活動センター勤務員、臨時整備士の項中「肢体不自由児臨時介助員」を削り、同款支援教育補助員、児童会室サポート員、保育補助員（別に定める者に限る。）、放課後子ども教室サポート員、幼稚園生活支援員、幼稚園保育補助員の項中「支援教育補助員」の次に「（別に定める者に限る。）」を加え、同款保育補助員（別に定める者を除く。）、臨時栄養士、臨時歯科衛生士の項中「保育補助員」を「支援教育補助員（別に定める者を除く。）、保育補助員」に改める。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。